

## PCB廃棄物の保管について

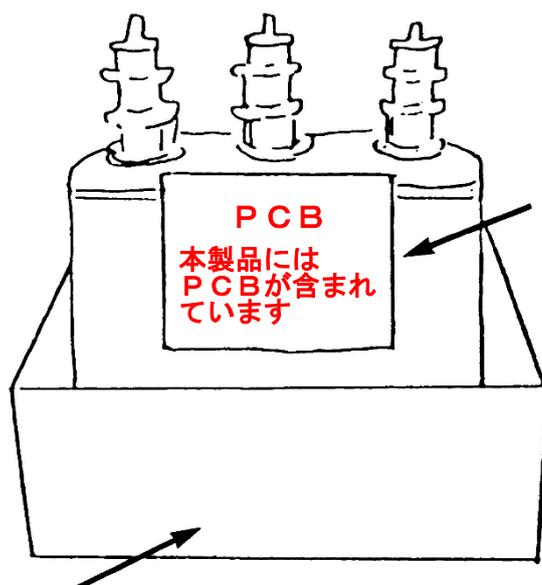
事業者は、PCB廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければなりません。（廃棄物処理法第12条の2第2項）

- ・ 関係者以外の者が容易に立ち入ることができないよう、囲い等のある場所で保管してください。
- ・ 下記を参考に掲示板を設置してください。

特別管理産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	廃PCB等
管理者氏名・名称	〇〇部長 京都太郎
管理者連絡先	〇〇部△△課 内線 ××××
注意事項等	関係者以外立入禁止 移動, 持ち出し禁止

- ・ PCB廃棄物及び使用製品には、「本製品にはPCBが含まれています」「関係者以外の取扱いを禁止する」等の表示をしてください。
- ・ PCB廃棄物を保管する際には、容器に入れて密封するなどPCBの揮発を防止するための措置を講じる必要があります。

なお、密閉型の機器はそれ自体を密閉容器とみなしますが、腐食や破損により機器や容器内の油が周辺を汚染することのないよう受皿や容器（機器の重量に耐えられ、破損のおそれや、PCBが漏れいするおそれのないもの）に入れて保管し、漏出等がないか定期的に点検を実施してください。



- ・ 使用中のPCB使用コンデンサ等は引き続き使用できますが、一度取り外した機器は再度電路に設置することはできませんので、適正に保管してください。  
(電気設備に関する技術基準を定める省令)
- ・ 高濃度PCB使用製品については、平成33年3月31日を過ぎると、使用中であっても高濃度PCB廃棄物とみなします。
- ・ PCBを製品に組み込んだり、詰替え・補充等を行うことはできません。(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律)
- ・ PCB使用コンデンサ等からPCB油を抜いて別々に保管することは、機器が破損している等の理由がない限り、行わないでください。